

合理的な方法に基づく表示値の設定について（記載イメージ）

食品に含まれる栄養成分の含有量を表示する場合、分析、計算等の算出方法に関わらず、表示値と実際の製品の栄養成分の含有量との間には多少の乖離があり得る。

その乖離の程度によっては、特段の断り書きなどがなくとも消費者が許容しうる場合と、断り書きなどがなければ、消費者が許容できない場合があると考えられる。そのため、両者を区別して表現する必要がある。

現行制度では、一定値で表示する場合、表示値が一定の誤差の許容範囲内であることを要件としているだけであり、何らか断り書きなどを記載する義務はない。

今回の改正においても、表示値が誤差の許容範囲内に収められる場合（資料 1 - 3 ①の場合）は、特段の事情は変わらないため、引き続き、何らか断り書きをする必要はないものとするのが妥当と考えられる。（現行制度を維持）

一方、改正案（資料 1 - 3 ②の場合）は、何らかの記載がない限り、消費者が①との表示値の性質の違いを表示から把握することができない。

そこで、①との違いを明確にするため、②にはその値の意味（「表示値が誤差の許容範囲内には収まらない可能性」）についての記載が必要と考える。記載の仕方については以下のとおり。

【案】「表示値が誤差の許容範囲内には収まらない可能性」について記載

<表現例>

- ・この表示値は、実際とは乖離があり得ます。
- ・この表示値は、実際の栄養成分量とは異なる可能性があります。
- ・この表示値は、この製品そのものの分析値ではありません。
- ・推定値

なお、上記表現例を基本に、表示値が誤差の許容範囲内には収まらない可能性に関する理由等を任意で追記することは妨げない。

- ・この表示値は、原材料に含まれる栄養成分のばらつきや製造過程の影響により、実際とは乖離があり得ます。（下線部を追記）